

産 業 建 設 委 員 会

令和 6 年 8 月 30 日 (金)
全 員 協 議 会 終 了 後
時 分 ～ 時 分
第 3 委 員 会 室

【委 員】川上委員長、田畑副委員長
村木委員、大谷委員、小川委員、佐々木委員、牛尾委員

【執行部】
(産業経済部) 佐々木産業経済部長、久佐産業経済部参事、大屋商工労働課長
(都市建設部) 倉本都市建設部長、中谷建設企画課長

【事務局】大下書記

議題

- 1 所管事務調査事項について
- 2 9月12日(木)の委員会審査日程等について
- 3 その他
(1) 道の駅ゆうひパーク浜田の今後について
- 4 行政視察について(委員間で協議)

【商工労働課】

令和6年9月12日(木)10:00 開催の産業建設委員会における予定議題

- 1 陳情審査
 - (1) 陳情第150号 商業支援事業補助金に関する陳情について(継続審査)
 - (2) 陳情第152号 総合振興計画等で市が言う「儲かる農業」とはどのような状態なのか?や「農業所得の向上」の説明を求める陳情について
- 3 議案第51号 訴えの提起について(旭温泉水有効活用起業支援事業補助金)
- 4 所管事務調査
- 5 執行部報告事項
- 6 その他

浜田市議会議長笹田卓様 2024年6月3日
下記内容を執行部へ働きかけるよう検討していただきたい。

浜田市日脚町 森谷公昭

趣旨

商業支援事業補助金に関する陳情について

陳情番号	150
付託先委員会	産業建設委員会
審査結果等	

本文

「予算がないから、受け付けません」という件で、
予算の有無の判断を現実的、柔軟に判断すべきではないか？

産業経済部の補助金の件ですが、
商業支援事業補助金等について、5月の中旬の時点で、
審査もないし、合格の発表もない、市への申請はその時点で4件しかない。
こういう状況で、申請者に対して「予算がないからダメです」
というような扱いで門前払いをしたと聞いている。

1件の予算は最高200万円、合否が決まっていないどころか、
審査会さえ開かれていない状態で、「予算がない」という理由で門前払いするのはいかがなものか？

話によると、

「さらに3件申し込みがある予定なので、予算は1300万円くらいしかないので全部合格したら予算が足らなくなる」ということだった。

予算の執行はゼロ円（継続は別として）であるにもかかわらず
「予算がない」と言っているのか？

1円も執行していないのに、予算がないからと言って断るのはいかがなものか？
やるべきことは、補正を組むとか追加を考えるべきではないだろうか？

そもそも、商業支援事業は、歯抜けになった商店を埋めていこうという趣旨である。

1300万円程度の予算がそもそも少ないが、
コロナ禍が収まったこの時期に、力を入れるべき事業ではないかと考えます。
こういうことに予算を使うべきではないかと考えます。
一考をお願いいたします。



陳 情 番 号	152
付託先委員会	産 業 建 設 委 員 会
審 査 結 果 等	

浜田市議会議長様

総合振興計画等で市が言う「儲かる農業」とはどういう状態なのか？や「農業所得の向上」の説明を求める陳情

第2次浜田市総合振興計画 後期基本計画 には、P.34に「農業所得の向上を目指して、振興作物の振興と儲かる農業の推進を図るとともに、地域の連携等による農業生産基盤の維持に努めます。」と書かれています。また、P.35には主要施策1として「儲かる農業の推進」を掲げ、「担い手への農地集積や大規模農業団地の整備による安定した農業経営と農業所得の向上に努めます。」という記述があり、後期計画期間中の代表的な目標として下の内容の表を載せています。

代表的な目標

目標	現状値（令和2年度）	目標値（令和7年度）	目標・指標の説明
3 果樹の農業産出額の増加	年間 107,102 千円	680,000 千円	3 果樹の令和4年度～令和7年度の農業産出額累計
有機野菜栽培面積の拡大	年間 0 ㎡	8,000 ㎡	拡大面積の令和4～7年度の累計
新規就農者の新規認定者数の増加	年間 1 経営体	4 経営体	令和4～7年度の累計

しかし、施政方針や計画の説明で市が使ってきた「儲かる農業」とは「誰がどういう状態」を指すのか、これまでに示されていません。このため、上の表のような目標が達成された結果「儲かる農業が増える」のかどうか不明です。

浜田市では、担い手とよばれる「認定農業者」や「認定新規就農者」の約8割が、直近の調査時点で所得目標（認定農業者360万円）を達成できていないという資料を担当課からいただいたことがあります。担い手についている「認定」とは、それぞれの経営体が5年間の経営改善計画（生産面積、売上、所得、労働時間等を含む）を提出し、「計画の達成が確実と市長が認定した」という意味の「認定」です（実際には市長ではなく、10人程度の判定委員会で判定されます）。

各経営体の経営状態の責任は経営者にあり、収支が悪くても浜田市の施策や事業を批判することは筋違いであると思いますが、浜田市が「達成が確実」と認定した担い手の2割しか所得目標を達成できていないのであれば、原因を分析し全国の生産性の高い経営の事例を研究したり情報提供することにより、まずは市内の担い手の所得目

標達成率を 10 割にすることを目指すべきではないでしょうか。

年中ほぼ無休で一日 10 時間以上労働している場合、経営者の時間給換算額が最低賃金を下回るケースもあると考えられます。こうした状態で規模拡大を行ったり、市が新たな経営体数の増加を目指した場合、実現しても引き続き 8 割程度が生産性の低い農業を行うことになりかねません。結果、就農しても続かずに離農するケースや、借入があるためしんどくてもやめられない経営体が増えることになる可能性があります。

私も農業に従事しており、浜田市や島根県の各種の支援策や事業に助けていただき感謝しておりますが、自治体が予算を組み事業を行う上で、目指す効果や状態をはっきりと示し、事業の結果として得られた効果を年度ごとに検証や公表していく必要があるのではないのでしょうか。そうすることで、効果の少なかったものは、対象や内容を見直し、浜田市の行う事業がより改善されていくのではないかと考えます。

市の言う「儲かる農業」とは「誰が」「どのくらいの所得を確保する状態なのか」または「時間当たり付加価値生産性がどのくらい以上を指すのか」や「農業所得の向上」とは「だれの農業所得をどの程度（現状対比何%など）まで向上することを目指すのか」等、分かりやすく説明してもらえるように、執行部に働きかけて下さいます様、お願い申し上げます。

2024 年 8 月 19 日

浜田市国分町

三島 淳寛



道の駅ゆうひパーク浜田の今後について

1 道の駅「ゆうひパーク浜田」整備運営事業者の公募について

(1) 事業コンセプト

「道の駅」ゆうひパーク浜田リニューアル基本方針」と「道の駅」登録・案内要綱に基づき、公募における事業コンセプトを以下のとおり整理しました。

事業全体の方針 (目指す姿)	①「道の駅」としての基本的な機能を有すること（休憩機能、情報発信機能、地域連携機能）。 ②市民や観光客等の道路利用者に対し、地域の魅力を発信し、集客力を高め持続可能な交流拠点としての賑わい施設であること。 ③周辺住民や道路利用者の防災拠点でもあることから、防災に対応した施設運営ができる施設であること。
-------------------	--

(2) 前提条件

- ・「道の駅」ゆうひパーク浜田及びゆうひ公園の一体的活用を含め、民間事業者の自由な発想による提案を求めること（ゆうひ公園に対する提案は必須ではないが、ゆうひ公園の一体的活用を含めた提案を期待）
- ・選定された民間事業者が設置者となり「道の駅」としての運用を継続すること
- ・市所有の「道の駅」施設は普通財産として貸付けること
- ・土地は国所有であるため道路占用条件を遵守すること
- ・事業の範囲は、「道の駅」ゆうひパーク浜田及びゆうひ公園の「改修設計・改修・維持管理・運営」を想定していること

(3) 事業者サウンディング、プロポーザル審査会において整理した事項

事業範囲	設計、建設(改修)、工事監理、維持管理・運営の全て
事業手法	「道の駅」施設は無償貸付とする。 <u>ただし、地場産品の振興、地域の雇用創出など地域への貢献及び市に対する収益還元</u> の提案を条件とする。
事業期間	運営開始日から 10 年～20 年の範囲
費用負担	独立採算方式
応募者要件	道の駅、物販施設、飲食施設、その他提案内容に応じた施設等のいずれかにおける 2 年以上の維持管理・運営業務の実績

2 選定基準

一次審査（参加）・二次審査（選定）の二段階による審査方法とする。

(1) 一次審査について

「一次審査基準」に沿って得点化を行い、各選定委員の評価結果の平均値が高いものから順に原則5者を一次審査の通過者として選定

(2) 二次審査について

プレゼンテーションを実施し、「二次審査基準」に沿って得点化を行い、二次審査の得点の合計点が最も高い応募者を優先交渉権者として選定

3 スケジュール（予定）

令和6年 7月30日（実施済） 第1回プロポーザル審査会（募集要項の内容審査）

令和6年 9月上旬 募集要項等の公表

令和6年10月31日 一次審査（提案書提出者の選定）

令和7年 1月28日 第2回プロポーザル審査会（プレゼンテーションの実施）

令和7年 3月上旬 仮契約の締結（整備運営事業者の決定）

令和7年 3月下旬 無償貸付の議決

令和8年 4月※ リニューアルオープン

令和17年度～令和28年度 事業終了（契約期間10～20年間）

※ 令和8年3月末まで現運営者による運営を予定している。リニューアルオープンの時期は、令和8年4月以降を前提としている。民間事業者からの提案に合理的な理由があり、かつ、変更後の「道の駅」の運営に支障が無いと市が判断した場合には、リニューアルオープンの時期を令和8年4月より遅らせることは可とする（詳細は市との協議により決定）。